

わらしべ第二保育園 重要事項説明書

令和7年4月

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人いなほ会
所在地	埼玉県さいたま市桜区西堀五丁目5番3号
電話番号	048-862-3123
代表者氏名	理事長 剣持 浩
定款の目的に定めた事業	保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営、放課後児童健全育成事業の経営

2 保育施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	わらしべ第二保育園
施設の所在地	さいたま市桜区西堀八丁目3番13号
連絡先	電話番号048-711-2885 FAX048-711-3662
管理者	園長 船崎 澄子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 54人 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 6人
開設年月日	平成29年4月1日

3 事業の目的

保育理念 (事業の目的)	① 「わらしべのように、まっすぐ、つよく、やさしいところ」を目指し、児童福祉法第1条に定める児童福祉の理念に基づき、子どもの豊かな発達を促す保育を行うことを目的とする。 ② 子ども達の育ちを支えるため、わらしべ保育園は家庭、地域と共に歩みます。
保育方針	① 安全で安心できる保育環境の中で、あそびを通して明るく健康的な身体を築き、素直でまっすぐな心を育てる。 ② あらゆる命を大切に、自然や社会の中で様々な体験を通して、興味や関心を育て、意欲的に取り組み、生きる力と想像力を培う。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2409.96 m ² (わくわく除く 1446.67 m ²)
	園庭	1873.56 m ² (わくわく除く 316.56 m ²)
園舎	構造	木造
	延べ面積	636.40 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	5室	つくし組 (満1歳児クラス)、たんぽぽ組 (満2歳児クラス)、すみれ組 (満3歳児クラス)、ゆり組 (満4歳児クラス)、さくら組 (満5歳児) について各1室
多目的ホール	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	24	17	7	事務兼任
栄養士	2	2		
調理員	4		4	
用務員	2		2	

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
保育士	正規の勤務時間帯 (6:50~19:30)
栄養士	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8:30~16:30)
事務員	正規の勤務時間帯 (9:00~15:00)
用務員	正規の勤務時間帯 (9:00~16:30)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始 (12月29日から1月3日) 及び祝祭日は休園となります。

土曜日保育は、わらしべ保育園と共同保育を行う。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。(但し土曜日の延長保育はしない)

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証をさいたま市から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時30分から19時15分時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

8 土曜共同保育について

平成30年度より、市の制度を利用し土曜共同保育を致します。

実施保育施設	わらしべ保育園
依頼保育施設	わらしべ第二保育園
保育場所 所在地	桜区西堀5-5-3 わらしべ保育園 但し行事等により保育場所がわらしべ第二保育園に変更になることもあります。
連絡先	048-862-3123
緊急時の対応	平日と同様
駐車場	わらしべ保育園父母の会駐車場を使用
備考	各日共、両園の職員を配置し必要な持ち物等は、事前に通知します。 延長保育はありません。 事故防止の観点から、アレルギー食・離乳食の提供はできない場合があります。 年度初めに「土曜保育希望確認書(さいたま市子育て支援医療費受給者証の写しを添付)」(以下「確認書」)を園長に提出。 希望した保護者で土曜日常時利用者は利用時間、またはお休みの旨を。不定期利用者は、利用する土曜日の週の水曜日正午までにWEL-KIDSに入力してください。 確認書を提出していない方が、急に保育を必要とする場合は事務所に申請してください。この場合「確認書」及び「さいたま市子育て支援医療費受給者証」の写しが必要です。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 5歳児クラスは夜間保育（わくわくナイト）をする場合があります。
- (3) 食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	10時半頃	14時半頃	月齢・離乳食考慮
1歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
3歳児クラス以降は、保育料無償です。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科，小児科

医療機関の名称	小児科清水医院
医 院 長 名	高橋 由美子
所 在 地	さいたま市桜区西堀1-9-16
電 話 番 号	048-861-1634

- (2) 歯科

医療機関の名称	三村歯科医院
医 院 長 名	三村 晃司
所 在 地	さいたま市桜区南元宿 2-22-10 三愛ビル 1F
電 話 番 号	048-855-8676

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 山田 清佳 ・ご利用時間 8:30～ 17:30 ・電話番号 048-711-2885 F A X 048-711-3662 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	東谷 良子	木村・東谷法律事務所 弁護士
	松永 輝義	あんず幼稚園
	山本 弓子	県保育士会顧問
	細萱 大祐	株式会社ピスタ

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.5 非常災害時の対策及び対応

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

当園は、鴻沼川が近いこと、立地が幹線道路より低いことから、台風、集中豪雨の時に、水害のリスクが高まります。気象庁等から「特別警報」もしくは、自治体からの「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上」が発令された場合、鴻沼川の状況が危機的状況となっている場合、園前の道路の浸水が始まった時、首都圏 JR が全線計画運休をする場合等悪天候・不測の事態においては、早急の迎え要請、開園閉園時間の変更及び臨時休園をする場合があります。その際は、メールにて連絡します。

1.6 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類①	保育園総合保険(損害保険ジャパン日本株式会社)
保険の内容	保育園児等傷害保険、主催行事参加者傷害保険、 保育園賠償責任保険
保険の種類②	日本スポーツ振興センター災害給付制度
保険内容	疾病・障害共済
保険料	350円（個人負担額は別表参照）

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
3歳児クラス以降の 幼児給食費		月額 7,500円
延長保育料 (保育標準時間認定)	18:15分を過ぎた場合	月額 4,000円
延長保育料	臨時	別紙
延長保育料 (保育短時間認定)	7:15~8:30 及び 16:30~18:15	1回 500円
保育参加の給食		1食 350円
貸布団代金		1ヶ月 770円
貸布団カバー 毛布カバー		実費 (希望者) 1,540円 1,320円
父母会		1ヶ月 300円
日本スポーツ振興 センター災害給付制度		年額 210円
駐車場		月額 1,000円
保育教材		実費
おむつ・エプロン サブスク	ベビージョブとの直接契約	実費

当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付致します。

主食費・貸し布団代金は、毎月27日。延長代金は、翌月10日にゆうちょ銀行より口座引き落としとなります。

尚、初年度の雑費もゆうちょ銀行より引き落としをさせていただきます。

おむつ・エプロン・手口拭きのサブスクの利用は、ベビージョブとの直接契約が、また不要になった際直接解約が必要です。